

令和2年度

東京都 正規雇用転換安定化支援 助成金のご案内

東京都は正規雇用転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備を行った事業主を助成します!!

助成金の概要

正規雇用転換後も労働者が安心して働き続けられるよう計画的な育成や退職金制度の整備など、労働環境整備を行った事業主に対して助成金を支給します。

※詳細は「申請の手引き」及び「よくある質問」を必ずご確認ください。

対象

東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く、東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた**中小企業等**

助成要件

- 対象労働者（※）に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。
※キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給対象労働者であり、平成29年4月1日以降に都内事務所に於いて転換した労働者です。
ア 対象労働者に対する指導育成計画（3年間）を策定すること
イ 対象労働者の指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導を行うこと
ウ 対象労働者に対して上記指導育成計画に基づく研修を実施すること
※上記対象労働者は支援期間終了時に都内で勤務していることが要件となります。
- 上記①に加え、現在退職金制度がなく新たに退職金制度を導入した事業主に対して加算します。

助成金額

対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に支給します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

※新たに退職金制度を導入した場合、上記助成額に1事業主当たり1回**10万円**を加算します。

申請受付・問い合わせ

東京都正規雇用化推進窓口（正規雇用転換安定化支援助成金担当）

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿5階

電話 03(6205)6730

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

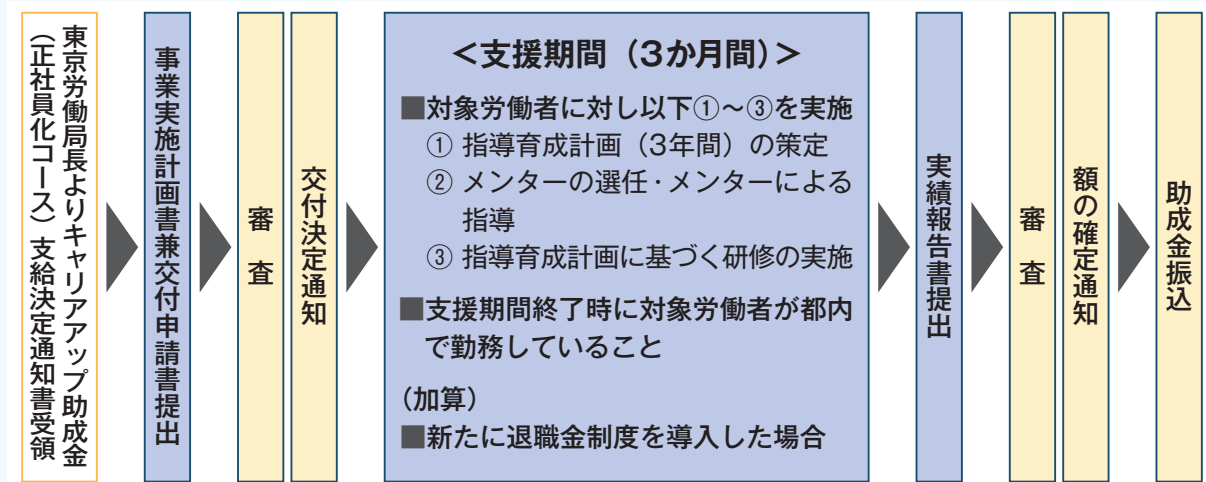
東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。



助成金の手続

東京労働局長よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受領した後、東京都に申請してください。（日程は下記の通り）

※紫の部分が申請事業主の方が行う手続きです。



申請の受付等

	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間	予定社数
第1回	5月11日(月)～ 5月29日(金)	7月1日～ 9月30日	10月1日(木)～10月26日(月)	300
第2回	6月10日(水)～ 6月30日(火)	8月1日～10月31日	11月2日(月)～11月25日(水)	300
第3回	7月10日(金)～ 7月31日(金)	9月1日～11月30日	12月1日(火)～12月25日(金)	300
第4回	8月 7日(金)～ 8月31日(月)	10月1日～12月31日	1月4日(月)～ 1月25日(月)	300
第5回	9月10日(木)～ 9月30日(水)	11月1日～ 1月31日	2月1日(月)～ 2月25日(木)	300
第6回	10月 9日(金)～10月30日(金)	12月1日～ 2月28日	3月1日(月)～ 3月25日(木)	500

⚠ 注意事項

- ① 上記の申請受付は予定です。申請状況により予定社数などを変更する場合があります。また、申請が予算額に達した場合は受付を終了します。
- ② 申請は原則先着順で受け付けます。予定社数を超える申請があった場合は、次回以降に申請していただく場合があります。
- ③ 申請は1年度につき1事業所3回まで（通算で60万円限度）です。また、退職金制度の新規導入に伴う加算は1事業主あたり1年度1回（10万円）です。

申請の方法

令和2年度東京都正規雇用転換安定化支援助成金の「申請の手引き」及び「よくある質問」をご確認の上、窓口まで持参または郵送（各回の交付申請受付期間開始日から交付申請受付期間最終日までの消印有効）にてご提出ください。

※郵送の場合は、双方に記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※「申請の手引き」及び「よくある質問」や申請に必要な各様式は、TOKYOはたらくネット（<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyuu/anteika/index.html>）からダウンロードしてください。



国が実施する キャリアアップ助成金（正社員化コース）とは…

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対して助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

※助成金の支給を受けるためには、都道府県労働局よりキャリアアップ計画の認定を受けるほか、所定の手続が必要となります。

詳細についてはこちら → 「キャリアアップ助成金」 <http://www.mhlw.go.jp/>